

令和3年10月

<よくあるご質問>

Q1 本事業は何に基づき行われるのか

○平井川の河川整備は、河川法に基づく「平井川流域河川整備計画（平成19年6月）」のほか、昭和58年に都市計画法に基づく都市計画決定を行い、都市計画事業として実施しています。

Q2 事業認可とは

○都市計画河川の事業を実施するにあたり、国土交通省に申請、認可を受けるものです。事業認可を受けると、都市計画法上の効果が発生し、建築の新改築などに際して都知事の許可が必要になるなど、制限が発生します。

○事業認可の期間は、7年間で予定しています。

Q3 今後さらに上流の河川整備を進めるのか

○本区間の整備進捗を踏まえ、上流に向けて順次、河川整備を進める予定です。

Q4 100 ㊦を超える雨が降っているのに、50 ㊦改修では足りない
のではないか

○当面の目標として、平井川では1時間あたり50 ㊦の降雨に対する整備に昭和58年度より着手しており、令和2年度末で約40%が完成しています。

○将来的には、流域全体で概ね50~100年に1回程度の確率で発生する降雨に対応できるよう、治水水準の向上を目指していきませんが段階的に、まずは1時間あたり50 ㊦の降雨へ対応できるよう、未整備区間の改修を行っていきます。

Q5 どのような河川にするのか

○洪水の危険から都民の生命と暮らしを守るために、1時間あたり50 ㊦の降雨に対して、洪水流量を安全に流下させることを目標に河川整備を行います。

○一方、平井川は、多様な生物が生息・生育しており、人々も憩いややすらぎを得られる場所となっており、緑豊かな河岸や水際の植生などに配慮し、河川事業として可能な範囲で自然に近い川づくりを実施します。

Q6 川の作り方について、地元の意見を取り入れてほしい。

○平井川では、地元団体・地元住民・行政がメンバーとなり河川について意見を伺う流域連絡会を設置しています。

○流域連絡会等において地元の意見を取り入れる場を設けます。

Q7 川に近づけるようにしてほしい。

○旧川敷きがあるところなど広い土地が確保できるところで、川にアクセスできるか検討します。

Q8 管理用通路は車が通れるのか。

○管理用通路は、通常の維持管理やパトロール、洪水時の水防活動のために必要な施設であり、河川改修と同時に整備します。

○原則として公道として使わないため、一般車両の通行はできません。

○ただし、当事業により、従来の通行機能が損なわれる場所については、町等と協議して、車両の通行ができる形での整備について検討します。

Q9 境界確認は、どのように行うのか。

○土地境界は、都が法務局（登記所）等において、地図（公図）の写し、土地登記簿等の資料調査を行い、現地において関係権利者間で合意した箇所にプラスチック杭等で境界を表示します。

○その際に、土地所有者、借地権者等の権利者に立ち合っていただいたことを証明するため、立会証明書に署名（自筆）捺印をいただきます。

Q10 計画線に直接かかっているが、立ち会わなければならないか。

○計画線に直接かかっている土地と自分の土地との境界を確認していただくために、立会いが必要となります。ご協力の程、よろしくお願い致します。

Q11 敷地や畑に立ち入るときには連絡があるのか。

○敷地や畑などに立ち入って作業をする際には、事前にお声かけさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○なお、作業する者は、都が発行する腕章及び身分証明書を携帯します。

Q12 立会には本人が行くのか。昼だと仕事で行けない。

○できる限りご本人でお願いします。平日不可の場合には土日でも対応いたします。どうしても難しい場合には、委任状を出していただき、その方に立会いただくこともできます。

Q13 いつから用地取得を始めるのか。

○令和4年の春以降に事業認可を取得して、その後、用地説明会に替えて用地取得等に関する今後の進め方を各戸に個別に説明させていただきます。

その後、お譲りいただく土地にどのような物件等（建物や工作物、樹木など）があるか調査を行い、準備が整ってから各戸に用地取得に関するお話し合いを始めます。

お話し合いで東京都の説明にご納得いただいた方から、土地をお譲りいただく予定としております。

Q14 中途半端に土地を譲りたくない。全部買ってもらうことはできないのか。

○区域外の土地が、河川事業で必要となった場合などに、区域外の土地を取得させていただくこともありますが、取得に至ったケースは少なく、基本的に、都市計画区域内にある河川用地のみ取得させていただくことになります。

Q15 町内に代替の土地を斡旋してもらえないか。

○東京都には、代替地を斡旋する制度はありますが、代替地用として保有している土地は非常に少なくご期待に沿えない場合がほとんどです。

自分の土地と東京都の代替地を交換するとお考えの方がいらっしゃいますが、代替地は、皆様に東京都の土地を時価で買っていただく制度です。

このほか民間の不動産情報の提供もおこなっておりますので、用地取得のお話し合いにはいりましたら用地の担当者にご相談ください。

Q16 協力するにあたって、税金の優遇はないのか。

○所得税について、公共事業の施行に伴い土地等を許し渡したときは、代替資産の取得による課税の繰り延べ、または5000万円の特別控除の何れか一つを選び、所得税の優遇を受けることができます。

ただし、5000万円の特別控除を受けるには、最初買い取り等の申し出があった日から6か月以内に土地を譲渡（契約締結）した場合に限り適用されるなど、一定の条件がございますので、詳しくは、所轄の税務署にご相談いただくことになります。